

平成26年9月定例教育委員会会議録

(1) 開会及び閉会に関する事項

平成26年9月29日(火) 三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後16時10分

(2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員長職務代理者	森本 久美子
委員	前川 順子	委員	谷 敏司
教育長	倉本 淳一		

(3) 委員を除くほか、議場に出席した者の氏名

▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	鈴木 良英
教育指導主事	喜多 雅文

(4) 傍聴人

▼傍聴人 0名

◆小松委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成26年三好市教育委員会9月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

(5) 議事録署名者の指名

森本 久美子委員

◆小松委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は森本委員さん、お願いいたします。次に教育長から諸般報告をお願いいたします。

(6) 報告事項

◆倉本教育長

それでは、3ページの行事一覧表に基づいてご報告いたします。8月31日、蔦文也杯選抜野球大会決勝戦及び閉会式がありました。今年は山城中学校が準優勝をいたしました。

9月1日、議会が開会いたしました。議会関係については後ほど、松丸次長より報告させていただきたいと思います。

9月3日、校務支援システム選定会議がございました。この前にお話しし通り、学校事務の軽減を図るためのものです。業者を公募いたしまして、2社の応募がありましたが、うち1社が辞退をしたため、残りの1社に選定いたしました。

9月7日から井川中学校を皮切りに三好市内の学校の運動会が始まりました。私は14日に池田中学校と山城中学校の運動会へ行ってまいりました。今年はどこも天気が良く予定通り行われ、大変良かったと思います。また10月4日に池田幼稚園の運動会が残っておりますが、今年も委員の皆様にはお世話になりました。ありがとうございました。

9月19日、川崎小学校の指定校の問題で、川崎地区の住民の代表の方4名の方から、保護者の希望を尊重してほしいとの要望を受けました。

9月26日、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正についての説明がありました。私と松丸次長、東口課長の3名で県庁に赴き、文部科学省担当者からの説明を受けました。新しいことは特になく、来年の4月1日から教育大綱を作ったり総合教育会議を開いたりということ、法に基づいてきちんとやってほしい、既に選出されている教育長についてはそのまま継続し委員長もそのまま継続すること、また、それに関わる市町村の条例の改正も必要になってくるため、遺漏の無いようにやってほしいという話でした。

次に行事予定ですが、明日9月30日に塩塚高原にて学術・文化学会、「鷹のわたり」があります。鷹の渡り鳥が飛んでいくのを観察する会になります。

10月1日から学校訪問が始まります。1日2校ずつ訪問させて貰う予定となっております。

10月5日、市民大学講座「僕の野球人生」があります。講師は、現在野球解説者としてご活躍しております、阿波の金太郎、水野雄仁さんです。

10月14日から15日の2日間に渡って、全国市町村教育委員会研究協議会が大分県別府市で開催されます。前川委員が参加してくださるとのこと、前川委員と私と東口課長の3人で参ります。

10月20日、市長・教育委員会意見交換会、定例教育委員会とありますが、市長の都合がつかなくなりましたので意見交換会は延期させていただき、14時からの定例教育委員会のみ開催とさせていただきます。

それから、今年の教育委員会研修として、10月17日の学術・文化学会、23日の全国社会教育研究大会を研修とさせていただきたいと思います。17日の学術・文化学会では、市内神社巡りを予定しております。これは、登録有形文化財に登録されました大日靈神社を筆頭に市内の文化財施設を見ていただこうと思っております。もう1つは、アスティ徳島で開催される全国社会教育大会です。是非参加していただけたらと思います。以上でございます。

◆小松委員長

以上の報告について、何かございますか。それでは、研修について決めたいと思います。今年の研修をこの2つに決定するかどうかと、皆様のご都合はどうでしょうか。

◆鈴木課長

補足説明をさせていただきます。まず、10月17日についてですが、生涯学習・スポーツ振興課で説明しております学術・文化学会講座の現地研修会という位置づけになっております。今年は市内の神社等の古い建築についての研修として置いていた訳ですが、大日靈（おおひるめ）神社が国の登録有形文化財に登録されることになりましたので、急遽内容を変更いたしまして、井川町の新田神社と山城町の大日靈神社を巡ることにいたしました。神社は市内に多数ございますが、何がどう違うかと申しますと、神社の建築物に施されている彫り物等に素晴らしいものがございます。そのことを市民の皆様へ知

っていただきたいと企画しております。10月17日の9時半より井川ふるさと交流センターに於いて講師先生のお話があり、その後大日靈神社に移動し現地研修、交流センターに戻り昼食をお取りいただき、辻の新田神社で研修という流れを考えております。当日は少雨決行し、大雨にでもならない限り予定通り開催する予定です。既に何名かの応募が来ております。ただ交通手段に関しまして、個人で直接現地へ行かれる方、若しくは直接行けない方にとっては市でバスをチャーターする予定ですので、交流センターに来て下されば乗車できるようになっております。移動経路については添付の資料をご覧ください。

続きまして22日から始まります全国社会教育研究大会についてです。全国持ち回りで開催されておりまして、徳島県は約30年ぶりに開催されます。全国市町村には社会教育委員会が設置されており、三好市でも15名の社会教育員を任命しております。そういった委員の皆さんが集って社会教育について考える全国大会です。これは第37回の中国四国地区社会教育研究大会と併せての開催となっております。教育委員さんには、10月23日の開会式並びに講演会シンポジウム等について参加していただけたらと考えております。会場はアスティ徳島で、現地までの交通手段は市のバス等の使用を考えております。また集合時間などの詳細については後日お知らせいたします。また、県教育委員会より三好市には25名の割り当てをいただいておりますので、ご参加いただけたらと思っております。

◆小松委員長

教育委員の研修として、どうでしょうか。

◆谷委員

教育委員の研修とすることについて異論はありませんが、17日に参加できますが、23日は都合が付き参加できそうにありません。

◆前川委員

両方参加いたします。

◆森本委員

両方参加するようにしますが、23日の予定はまだわかりません。

◆小松委員長

この2つを教育委員研修とします。私も両方に参加するようにしたいと思います。

それでは、他の教育長報告について何かございませんか。無いようですので、次長から市議会についての報告をお願いいたします。

◆松丸次長

それでは、9月1日に開会し、25日に散会した三好市議会9月定例会議について報告をさせていただきます。

今回、教育委員会に関する一般質問は、3人の議員からございました。まず、西内議員から、①小中学校の土曜授業について、②公民館について、③全国中学校総合体育大会についての3項目の質問がございました。

“小中学校の土曜授業について”は教育長が答弁をしました。土曜授業の趣旨は児童生徒の教育を学校のみならず家庭や地域ぐるみで行うことによって、「豊かな人間性」を培うこと、また、ゆとりある授業時数の確保によって、より一層の「学力向上」を図ることにあり、年間60時間の授業時数の確保に向け夏休み等の長期休業日の短縮も合わせ9月定例教育委員会で実施要項を決定し、10月に各学校や家庭に周知、平成27年4月から土曜授業の実施を決定する予定であること、土曜授業の実施によって児童生徒の健全な成長と、これまで以上に「生きる力」の育成を図ることによって、将来、心豊かにたくましく生きていく児童生徒づくりを目指し、取り組むことを答弁いたしました。

“公民館について”は教育次長が答弁いたしました。地区館、分館については、地域住民の皆さんの

管理運営の下、地域の活動拠点として災害避難場所や集会の場所等、地域コミュニティーの中心施設としての役割を担っていただいております。備品の購入修繕等については、地区分館長会等で実状や要望をお聞きして、今後も地区館の館長さんや分館長さんと連携を密にしながら対応することを答弁いたしました。

“全国中学校総合体育大会について”は、教育次長が答弁いたしました。本年の夏季大会は、8月17日から8月25日の間、四国各地で行われましたが、三好市からの出場者は有りませんでした。また、県民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しみ、スポーツを通じて県民の元気を創造し全国に誇りうる「スポーツ王国とくしまづくり」の実現を徳島県が進めており、三好市もその方針に沿った事業を実施していることを答弁いたしました。

次に天羽議員から、①新教育委員会制度について、②就学援助・教育支援等についての2項目の質問がございました。

“新教育委員会制度について”は教育長が答弁いたしました。今回の教育委員会制度の改革は、教育の中立性や継続性、安定性を確保しつつ、「教育委員会の権限と責任を明確にしたこと」、「市長と教育委員会との関係を明らかにしたこと」、「児童生徒の生命等に関する緊急の場合、国は教育委員会に対して関与できるようにしたこと」の3点が大きな改正点であります。

教育の大綱には、教科書採択や教職員人事異動の方針等に関する事項は含まないこと、近年の教育行政は、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要であり、総合教育会議は教育に関する予算編成及び執行や条例提案など、重要な権限を有している市長と教育委員会が十分な意思疎通を図るための会議であり、新しい教育委員会制度の趣旨を十分に生かすことによって、三好市教育がさらに進展するよう努力すると答弁いたしました。

“就学援助・教育支援等について”は、学校教育課長が答弁いたしました。準要保護の認定は、「三好市就学援助交付要綱」第2条の規定に基づき行っており、来年度以降、準要保護の認定基準、就学援助支給費目の変更は考えていないこと、扶助費の決定額が交付税措置額を大幅に上回っており、生活困窮家庭の子どもへの教育支援等については、市長部局の子育て支援課・地域福祉課と連携を密にしながら、教育委員会で対応していくことを答弁いたしました。

次に千葉議員から、吉野川三野運動公園について質問があり、生涯学習・スポーツ振興課長が答弁いたしました。“三野町清水地区の吉野川堤外地の利活用について”は、「三好市スポーツ振興計画」、「三好市スポーツ施設設備基本構想」、「三好市吉野川三野運動公園（仮称）整備構想」に沿って整備を進めており、徳島県の南海・東南海地震発生時の津波被害の後方支援基地としての機能を果たす構想などから、平常時には市民をはじめ市内外からスポーツを通じて多くの方々が集える「交流の場」として、また、有事の際には後方支援基地として有効活用できること、台風12号の浸水を踏まえ、当初の整備内容の見直しを行い、最小限の経費で最大限の効果をもたらせる施設となるよう再検討することを答弁いたしました。

次に決算審査特別委員会では、吉田議員から貸付金元利収入について質問があり、学校教育課長が答弁いたしました。収入未済額は、三好市奨学金の償還金の未収であり、滞納者については今後も引き続き粘り強く返済を促していくことを答弁いたしました。

次に9月17日の文教厚生委員会では、議案についての質問はございませんでしたが、台風11号・12号により西祖谷山村、林道谷間豊永線（西祖谷山村大歩危の県道439号と高知県岩原集落とを連結する2県にまたがった森林基幹道）が、被災延長L=180メートルが陥没し、現在通行止となっている状況について説明を求められました。この件につきましては、この地区から吾橋小学校（3年生1名、6年生2名）・幼稚園（年少3歳児1名）に通う子どもたちにとりましては唯一の通学路でもあり、2学期が始まり1か月近く経過しましたが、被災前は10分程度で通学・通園していたのに対し、被災

後は市営バスに乗車し高知県経由で1時間10分の通学時間を要しており、子どもたちに心身ともに大きな負担をかけている状況にあることを学校教育課長がご説明いたしました。なお、近々復旧すると担当部局から伺っております。

9月24日に「平成26年度一般会計補正予算」は、原案の通りご決定いただき、9月定例会議は散会いたしました。以上でございます。

◆小松委員長

ただいまの報告に対しまして、ご質問・ご意見ございませんか。

◆谷委員

西内議員さんの“公民館について”の質疑は、何が聞きたかったのでしょうか。

◆松丸次長

公民館の備品がかなり傷んでいるので、その購入予定はあるかというご質問でした。公民館の備品の予算はそう多くはございませんので、備品としての機能が果たせない物は順次取り換えていくと答弁いたしました。

◆森本委員

土曜授業に関して、他に質問や意見はなかったのでしょうか。

◆松丸次長

西内議員さん以外には質疑はございませんでした。

◆倉本教育長

一般質問の場合、質問者しか質問ができないことになっております。文教厚生委員会でも、土曜授業に関する予算などの議題がなかったこともあって質疑はありませんでした。

◆松丸次長

今回、教育委員会で提出した議案は、文化財課の臨時職員の賃金のみでしたので、議案質疑はございませんでした。

◆谷委員

奨学金の返済不能になっている率は分かりますか。

◆東口課長

現在全体で98名の償還者がおり、そのうちの19名が滞納、総額224万円ほどであります。また滞納者19名のうち、16名は分納や一時的な返済猶予により継続して償還に応じておりますが、残る3名については全く支払っていただけないため、今後は連帯保証人に連絡を取るなどしながら償還していただけるように接触していきたいと考えております。

◆小松委員長

他はよろしいでしょうか。私から1点、先の教育長報告について、学校訪問が10月1日からありますが、これはどういった内容なのでしょうか。

◆倉本教育長

毎年、県教育委員会と行っている学校訪問です。担当管理主事が教職員人事異動に関する個人面接を中心に学校訪問を行います。

◆小松委員長

続きまして“平成26年度就学援助費対象者の追加について”、学校教育課から説明をお願いします。

◆東口課長

お配りしております資料に8月中に申請のあった児童生徒を載せております。算定値の基準を満たしておりますので、9月1日付けで交付を決定しております。この資料については後で回収いたします。

◆小松委員長

続きまして“全国学力調査の結果について”お願いいたします。

◆東口課長

事前に案内しておりました資料には記載されていませんでしたが、調査結果が届きましたので、定例会の報告事項とさせていただきます。

学力調査の結果については公表しないことになっておりますので、秘密会でお願いします。

《秘密会》

(7) 承認事項

◆小松委員長

これで秘密会を終わります。次に承認事項です。“平成26年8月定例会議事録の承認について”、何かございませんか。それでは議事録については、そのまま承認といたします。

(8) 議 案

第23号 三好市いじめ防止基本方針について

第24号 三好市立小・中学校における土曜授業の実施要項について

第25号 川崎小学校休校に伴う校区の指定について

◆小松委員長

それでは、議案第23号、“三好市いじめ防止基本方針について”を議題といたします。関係部局から説明をお願いいたします。

◆東口課長

議案第23号、“三好市いじめ防止基本方針について”、5ページから13ページまでを先月27日から今月26日まで、ホームページ上で掲示し、パブリックコメントを募集いたしましたところ、意見は0件で、アクセス数は140件ほどでした。

◆谷委員

それは、いじめ基本方針自体を見た件数ですか。

◆東口課長

そうです。いじめ基本方針案を見た方が145件ありました。特にご意見もなかったという事で、案を採択いたしまして、「三好市いじめ防止基本方針」が策定できたとして、来月からホームページに掲示したいと思っております。

◆小松委員長

説明を受けましたが、内容については先月までの2回に渡って論議した内容になりますし、パブリックコメントも無いとのことでしたので、承認してよろしいでしょうか。

◆前川委員

1つ思うことがあります。いじめをされる側のことについてはよく書かれてあると思うのですが、いじめをする側を防止することはあまり書かれていない気がします。対策の箇所にはいじめをする側のことが10ページのいじめに対する措置の項目の(3)初めて出てきますが、防止の箇所には出てきません。そしていじめの防止の箇所の(3)には、“一人一人を大切にしたいわかりやすい授業づくりや一人一人が活躍できる授業づくりを進める。”とあり、これは全体に対する防止策で、“また、ストレスに

対処する力を育む。”というのはいじめを受ける側の子どもたちに免疫力をつけるということだと思います。いじめをしない子どもたちをつくるために一人一人が自らの行動や発言を日々振り返り反省しなければいけないと思います。骨子を見てみますと、子どもたちのいじめに対する見方が第三者的な立場でしか書かれていない気がします。本人がいじめをしていなかったか、自分の発言で友だちを傷つかなかったかを日々の反省を促すような文言が防止の箇所と言及された方がいいのではないかと思います。どうでしょうか。

◆東口課長

それは、“3 学校おけるいじめの防止”の(1)では読み取れないでしょうか。“日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人間として許されない」との雰囲気为学校全体に醸成して、児童生徒自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。”とあります。

◆前川委員

この文章では、人がいじめていることに対していじめてはいけないといった、他人事のような印象を受けます。

◆喜多指導主事

いじめた児童生徒のことに關して、同じページの措置(3)に“いじめた児童生徒の指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。”という箇所を具体的にということですか。

◆前川委員

そうではなく、それはいじめた現象があつてのことなので、その前の防止として自分がいじめないためのことがなく、第三者的な防止策しか見られないと思います。

◆倉本教育長

この基本方針は三好市の基本方針で、三好市教育委員会が管内の学校へ對して対処の方針を提示しています。前川委員がおっしゃっているのは、学校も“学校いじめ防止基本方針”を作成していますので、その中に各学校がそういった児童生徒に対してどうやって対処するかを書いてあると思います。それを書いてしまうと、市が学校に対して、そこまで踏み込んでいくのかということになります。

◆前川委員

いじめている側に一番問題があり、様々な要因があると思います。“ストレスに対処する力を育む”とは、いじめられる側に対して、ストレスに免疫をつけることなので、いじめる子への対処はどうしていくのでしょうか。

◆谷委員

“訴える”という文言が第三者的な立場に立って、他の子がいじめたことを“訴える”という行為が他人事だということですか。

◆前川委員

自分自身がいじめていたり傷つけていたりしているかもしれないので、自身のこととして捉えることができるような、表現がいいと思います。

◆倉本教育長

各学校のいじめ防止基本方針の詳細は見ませんが、学校は三好市の基本方針と同じ内容ではなく、より具体的に踏み込んだ内容になっているとは思いますが、その点はどうか。

◆喜多指導主事

まだ、学校ごとの基本方針は読み込んではいないので、わかりかねます。

◆倉本教育長

先ほど東口課長が言った通り、“いじめは人間として許されない”というのは、いじめる側の子どもに

もいじめられる側の子どもにも持たなくてはならない徳性なので、そういった具体的な文を入れるかどうかですね。

◆小松委員長

私たちがこの基本方針を作るに当たって、いじめをする子をどう無くすかですが、それはやはり、道徳教育や人権教育が基本になってくると思います。それを鑑みますと、10ページの3の(2)の箇所
で、“道徳教育や人権教育の充実、体験活動等の推進により、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い”とあるので、そのあたりで対策を提示しているのではないかと思います。学力以前に、どう生きるかを子どもに教えることが一番大切だと思うので、それに対応するのは、今は道徳教育にあるのかなと思っています。

◆前川委員

そこできっちり押さえて、そちらを重点的に指導するという時間が必要だと感じます。

◆谷委員

前川委員さんがおっしゃっているのは、三好市のいじめ基本方針を、学校側がどう読み取って、どう学校側の対策として踏み込んでくれるのかという点で気になっていると、いじめに発展する前に、自分の言動が「いじめではないのか」という反省をしてほしいということなので、ここの(1)にある“児童生徒自らがいじめの防止を訴えるような”の“訴えるような”という箇所に、なにか反省をするような語句がほしいということですね。「いじめって人間的でないのではいけないんだよ」と第三者的に“訴える”のではなく、自分がいじめる側として当事者となることも含めて、それを防止するような文言であればいいと、そういう訳ですよ。

その一文が変われば、問題ないのではないかと思います。

◆前川委員

そういうふうなことが入っていれば良いと思います。そして、(3)の“ストレスに対処できる力を育む”と書いてあるので、それはいじめられる側の免疫力を付けるということだと思います。

◆松丸次長

いえ、そこは、いじめられる側だけのことでなく、ストレスの発散としていじめる側に対しても“ストレスに対処できる力を育む”ということかと思っています。

◆前川委員

両方に対してということですか。

◆松丸次長

実際、誰しもが加害者になる可能性がありますので、いじめという行為が起こった後のことしか明記できず、事象があるまでについては、「いじめそのものが駄目な行為ですよ」と教えていく取り組みをするという構成になっているのだと思います。

◆前川委員

学校がそれを読み取って、指導してくれれば、一人一人の気付きがあると思います。

◆倉本教育長

実を言えば、学校側の基本方針のほうが先にできています。市の基本方針をまず策定して、これを基に学校側が作成するという流れが本来の型なのですが、昨年末に県教育委員会より指示があって学校側は既に作成しており、市の作成のほうが遅れてしまいました。

◆小松委員長

文章表現という点で、今の“ストレスに対処する”という文言を見ても、様々な意味の取り方があると思うので、学校と教育委員会との意見交換をもっと行っていかねばならないと思います。学校は学校で意見や考えもありますし、意見交換の場を設けて話し合いが必要ですね。学校も市教委が策定した基

本方針を見て、見直してもらって、お互いに内容を詰めていくことが必要になってくるかと思います。

◆倉本教育長

(3)の“児童生徒自らがいじめの防止を”の前に、何か、加害者も被害者も傍観者もといったような表現を入れると、多少、前川委員さんがおっしゃっていたような趣旨に沿うのではないのでしょうか。表現を考えてもらえませんか。

◆東口課長

文言を見直してから、再度ご提案させていただいたほうがいいのでしょうか。

◆小松委員長

どうでしょうか。もうお任せしてもいいですか。

◆委員一同

お任せしていいと思います。

◆松丸次長

先ほど教育長さんがおっしゃられた“児童生徒自らが”という箇所の表現ですが、その前に“誰もがいじめる側・いじめられる側になりうることを踏まえ”という文言を入れるということではいかがでしょうか。

◆前川委員

そうですね。

◆東口課長

“誰もがいじめる側・いじめられる側になりうることを踏まえ、児童生徒自らがいじめの防止を訴えるような取り組みを推進する”ですね。

◆小松委員長

これでよろしいですね。他、意見はございませんか。では、今の文章を変更して、案をとりたいと思います。

それでは、第24号“三好市立小・中学校における土曜授業の実施要項について”を議題と致します。関係部局から、説明をお願いします。

◆東口課長

15ページに実施要項を載せてあります。第1条を趣旨にし、“これまで以上に児童生徒の「生きる力」の育成及びより開かれた学校づくりを推進するため、土曜授業を実施する上の取扱いに必要な事項を定めるものとする”ということにしています。

第2条に実施ということで、土曜授業は半日、3時間を原則として、週5日制の趣旨と身体的負担を考慮し、5月、6月、10月、11月、12月、2月の年間6回とし、第1週を基本週としますが、状況を考慮し、学校長の判断で実施週を変更することができます。ただし特別な場合を除いて前月や翌月への変更はできません。2として、長期休業期間、学年始休業日・夏季休業日・冬季休業日・学年末休業日の短縮を行い、児童生徒がゆとりをもって学習できるための授業時数の確保に努め、長期休業期間の短縮日数は、年間7日間とし、休業日は三好市学校管理規則に定めます。

第3条に土曜授業の内容として、土曜授業は年間指導計画に位置づけ、児童生徒の全員参加により実施します。授業内容は、その趣旨を考慮して、家庭や地域との連携を図り、学校長判断によって、①道徳や総合的な学習の時間・特別活動及び郷土の学習、②保護者・地域住民等への公開授業及び学校行事、③各教科及び外国語活動などの授業、④その他、教育課程に定める学習で学校長が特に必要と認めたものとしております。

第4条として、実施週を変更する場合には、事前に教育委員会に届け出るものとしております。

その他として第5条に、児童生徒の土曜授業日の「公欠扱い」の基準は、各学校において定め、教職

員の服務については、徳島県教育委員会の「小・中学校における『土曜授業』の実施について(通知)」に拠ります。

附則として、この要綱は、平成27年4月1日から施行するという形で要綱を策定いたしました。

また、17ページから18ページは、市報10月号に載せる文章になっておりますが、本日、カラー刷りの見本を秘書広報課からいただきましたので、ご提示しております。

◆倉本教育長

気になる所が2、3カ所あります。カラー刷りの一番下、右側の所に、“平成25年11月 学校基本法施行規則が改正され土曜日等に授業を実施することが可能であることが明確となりました”とありますが、“実施することが可能となりました”のほうが良いかと思えます。

それから、平成26年6月のアンケート調査について、“保護者の約70%の方が”とありますが、賛成は75%ほどありませんでしたか。

◆喜多指導主事

いえ、約70%でした。

◆倉本教育長

それから、実施内容の欄の左側のページに、“年間7日間短縮して平常の授業を行い、給食も実施します。これらは、通常の授業と同様の扱いになります”という部分が少し気になります。ここの箇所に、給食のことまで書く必要があるのか。“平常の授業を行い”で切り、“どちらも通常の授業と同様の扱いになります”としたほうが、土曜日も短縮した日も同じ扱いだと分かるという気がしますが、どうでしょうか。

もう一つ上の、三好市の推進イメージの箇所で、“開かれた学校づを”になっているので、そこを訂正してもらえると、文科省の箇所にスペースがあるので、そこに括弧書きで“平成25年11月 法改正”と入れるとわかりやすいかと思えます。そして、徳島県の箇所も空いているので、括弧書きで“平成25年2月 基本方針決定”と入れましょう。そうすれば、流れがよく分かるかと思えます。

◆東口課長

推進の三好市の図の“長期休業期間の短縮(給食実施)”としておりますが、これはどうしますか。これも給食実施の箇所を省いたほうがいいですか。

◆倉本教育長

それはそのままでもいいです。

◆森本委員

下の欄の“東かがわ市教育委員会学校教育課長”の前に“土曜授業先進地”と入れた方が、一般の方にわかりやすいかと思えます。

◆東口課長

“土曜日授業の先進地である東かがわ市”でよろしいですか。

◆松丸次長

それと、今後の取り組みのところの“皆さんの意見を伺い”を“皆さんのご意見を伺い”に訂正してください。

◆谷委員

最初のほうに“学校の設置者の主体的な”とありますが、これは市報なので、学校の設置者というのは一般の方にわかりにくいと思えます。

◆倉本教育長

設置者は、市町村になりますので、設置者の後に括弧書きで“市町村等”としたほうが良いと思えます。

◆東口課長

わかりました。

◆小松委員長

土曜授業にいたる経過ですが、8月の視察研修より前に、平成25年5月の市教育委員会学校訪問から具体的に、土曜授業の必要性について説いたという認識があります。

◆東口課長

“【平成25年5月】学校訪問を行い、土曜授業について提起しました。”でいいですか。

◆小松委員長

細かいですが、26年は「土曜授業の実施について」、25年は「土曜授業の必要性について」になると思います。

◆東口課長

“【平成25年5月】学校訪問を行い、土曜授業の必要性について提起しました。”ですね。では、広報については、その通り修正いたします。

◆小松委員長

この内容について、他にありませんか。

ごく基本的なことなのですが、長期休暇の短縮についても土曜授業と表現するのでしょうか。

◆倉本教育長

土曜授業が月2回はとれない代わりとして長期休業の短縮を行うということなので、そういう意味でいえば、土曜授業を実施するということと言っても差し支えはないかと思えます。

しかし、要綱の表現を変えましょうか。“三好市立小・中学校における土曜授業等の実施要項”にすれば、気にならないのではないのでしょうか。

◆東口課長

土曜授業に絡めて長期休業の短縮も行うということですね。

◆倉本教育長

そうです。土曜授業だけでは授業時数が確保できないので、長期休業の短縮をしましょうということですから、そのほうがいいのかと思います。

◆松丸次長

より正確に表現するという意味では、そう変えた方がいいと思います。

◆小松委員長

年間7日間の短縮を行うとありますが、これは平日だけですか。それとも土・日曜日も含めてのことなのでしょうか。

◆倉本教育長

土・日曜日も含めます。従って、正確には7日間をとることは難しいと思います。東みよし町では、土・日曜日は含めませんので、2学期の開始は8月25日から行うようです。

◆松丸次長

そのあたりのことに関しましては、詳しいことが決まりましたら、次回をめぐりに学校施行規則の改正が必要になってきますので、その時にまた提出させていただきたいと思えます。

◆小松委員長

この件について、他にご意見はありませんか。それでは、原案の通り決定いたします。続きまして、第25号議案、“川崎小学校休校に伴う校区の指定について”、関係部局から説明をお願いいたします。

◆東口課長

川崎小学校の指定校について、事例として平成24年の佐野小学校の時は隣接校の馬路小学校ではなく白地小学校を指定校とし、今年から休校になった大野小学校は隣接校の政友小学校ではなく山城小学校を指定校としているという、経過がございます。

川崎小学校の指定校についての案ですが、①の山城小学校、これは近距離ですが旧町村外であり、中学校区の変更を行う必要があります。②の三縄小学校は、通学バスが通っておらず、保護者に負担がかかるだろうと思います。③案の白地小学校は、近距離の隣接校で旧町村内ですが、今年は加配により複式解消ができていますが、本来は4学級の複式です。④の池田小学校は、当分複式の心配はなく、保護者や地域住民から通学希望が上がっております。上記の事例から行けば、白地小学校ではなく池田小学校になるかと思えます。

学校指定の案として、近隣校の白地小学校とする案、ただし数年後には完全に複式学級になります。若しくは池田小学校とする案ですが、これは通学時間が長くなります。または白地小学校と池田小学校の両校にするという案もあります。

◆小松委員長

複数校になった場合、例えば旧佐野小学校区の児童は1校だけの指定校ですので、2校にしてくれという意見も当然、出てくるかと思いますが、どうでしょうか。

◆倉本教育長

「佐野地区の児童もどちらでもいいですよ」ということになります。そうなれば、今まで出ていなかった白地・池田間の通学費も出さなければならないと思います。

◆東口課長

すみません。言い忘れておりましたが、この裏面、20ページに川崎小学校の保護者と学校の連名による指定校の要望として、池田小学校に通学を希望するという事で提出されております。ご一読ください。

◆前川委員

そうであれば、佐野地区の白地小学校に通っている児童で、兄弟が池田小学校へ通っている場合は、池田小学校へ転校できるのでしょうか。

◆倉本教育長

今、6年生に佐野の子は2人在籍していると思います。あとは恐らく池田へ保護者が乗せて行っているのではないのでしょうか。

◆東口課長

佐野地区の低学年児童は全員、池田小学校へ通学しております。白地小学校へ通学している児童は、5年生1人、6年生2人の3人です。

◆松丸次長

校区の指定の規則がありますので、決まりましたら佐野小学校の件も含めて、来月にでも提出したいと思えます。

◆倉本教育長

今後において、井内小学校の児童が、辻小学校が複式になるので西井川小学校へ通学したいという可能性もあります。

◆前川委員

将来のことを考えると、2つの選択肢があると保護者としてはありがたいのかなと思いますね。

◆倉本教育長

子どもの通学の負担のことを考えると、複式でも近くの学校がいいという保護者もあるかもしれません。池田小学校へ通学となると、通学時間が30分以上かかります。小学校低学年の児童のことを考え

ると、30分が限度かなと思います。

◆小松委員長

どのように決めていきたいと思いますか。採決をとっていきたいと思いますか。意見を言ってもらってからにしたほうがいいですか。

◆倉本教育長

多数決ではなく、全員の合意のほうがいいのではないのでしょうか。

◆前川委員

1校だけに指定するより、選択肢を増やしてあげたほうがいいのではないですか。

◆谷委員

前川委員さんは3番目の案が良いんですね。私も、そちらが良いのではないかと思います。あまり増やしていくのは無理だとしても、できるだけ希望に沿えるようにしていけたらいいと思います。

◆森本委員

保護者の総意と言っても、自分は白地でもいいと思っていて、みんなが池田がいいというので池田にするというふうになってしまうかもしれないので、2つにしてあげたほうが良いのではないのでしょうか。意見を言えず、流れがそっちに行ってしまうと言い出せないこともありますので、白地小学校も指定校として入れてあげた方がいいのではないかと思います。

◆倉本教育長

佐野小学校のときも、白地小学校と池田小学校で意見は半々でした。結局、白地小学校になりましたが、池田小学校に行った児童もいましたので、今回も白地小学校に指定しても、池田小学校へ行く方もいると思います。

◆小松委員長

要望書を見ても、白地小学校に決めたとしても、結局は池田小学校へ行くでしょうね。

◆谷委員

佐野のときに白地小学校へ指定したのは、複式でなかったことや白地の複式を解消するためということもありましたね。そこも考慮して2校にしてはどうでしょうか。

◆小松委員長

3番の案でよろしいでしょうか。それでは、白地小学校の校区指定については、白地小学校と池田小学校の両校を指定校とし、過去の事例である佐野小学校の指定校についても同様の扱いとするということに決定いたします。

その他、何かありませんか。本日の議事日程は以上です。9月定例委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

以上